

# 岡山大学算数・数学教育学会会則

2005. 6. 11.

第1条 本会は岡山大学算数・数学教育学会と称する。

第2条 本会は算数・数学教育に関する理論および実践に関する研究の発表、情報の交換、会員相互の親睦を計ることを目的とする。

第3条 本会の事務所は岡山大学教育学部に置く。

第4条 本会は次の事業を行なう。

- (1) 学会の開催
- (2) 学会誌「岡山大学算数・数学教育学会誌」の発行
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第5条 本会の会員とは、次のいずれかに該当するもので、本会の目的に賛同し、算数・数学教育の理論および実践に関する研究に従事するものをいう。

- (1) 岡山大学教育学部数学教室教員、旧教官およびこれに準ずる者
- (2) 岡山大学教育学部学生および卒業生
- (3) 岡山大学大学院教育学研究科学生および修了生
- (4) 本学会会員の推薦があった者

第6条 会員は会費を納入するものとする。会費は年額3,000円（学生は半額）とする。ただし、臨時会費を徴収することがある。

第7条 本会に新たに入会する者は理事会の承認を得るものとする。

第8条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 顧問 若干名

第9条 役員は次のようにして定める。

- (1) 会長は、岡山大学教育学部の教員をもってあて、理事会において選出する。
- (2) 理事は次のようにして定める。

①岡山大学教育学部数学教室の教授をもってあてる。

②会員のうち次の各卒業年次の中から、小学校、中学校および高等学校（特殊教育諸学校を含む）よりそれぞれ1名ずつ、及び会長が推薦する者を、総会において選出する。

昭和28年～昭和37年、昭和38年～昭和47年、昭和48年～昭和57年、  
昭和58年～平成4年、平成5年～

- (3) 幹事、会計監査および顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第10条 役員の仕事は次の通り定める。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。会長に事故あるときは、会長の指名した他の理事がこれを代行する。
- (2) 理事は理事会を組織し、会の運営にあたる。
- (3) 幹事は本会の事務を処理する。
- (4) 会計監査は本会の会計を監査する。
- (5) 顧問は本会の運営などについての相談に応ずる。

第11条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

第12条 総会は毎年1回以上、これを開く。

第13条 学会誌は、毎年1回刊行する。

第14条 本会の会計年度は6月第2土曜日に始まり、翌年6月第2土曜日の前日に終る。

第15条 本会則の変更は理事会の決議による。

第16条 会の運営に関する会則以外の事項は、別に定める。

付則 本会則は平成5年6月12日より施行する。

付則 本会則は平成9年5月24日より施行する。

付則 本会則は平成11年6月12日より施行する。

付則 本会則は平成13年6月9日より施行する。但し、第6条の改定は平成14年6月8日より施行するものとする。

付則 本会則は平成17年6月11日より施行する。